主 文 原判決を取り消す。 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

事 実

控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人の負担とする。」旨の判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の 判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張並びに証拠の提出及び認否は、証拠として、控訴人において乙第一号証を提出し、被控訴代理人において「右乙号証の成立を認める」と述べたほか、原判決事実摘示のとおりであるから、その記載を引用する。

理由

記録によれば、原審は、昭和四三年一月二三日午前一一時の口頭弁論期日において、被告(控訴人)不出頭のまま、弁論を開き、原告(被控訴人)により、従前の口頭弁論の結果が陳述された後、弁論を終結し、判決言渡期日を同年二月一五日午後一時と指定し、同日判決の言渡をしたことが明らかであり、記録二九丁の郵便送達報告書によると、前記一月二三日午前一一時の口頭弁論期日呼出状は、昭和四二年一二月一四日控訴人に適法に送達されたもののごとくに見える。

以上のとおりであるから、昭和四三年一月二三日午前一一時の期日は、控訴人に対する呼出がないままで、口頭弁論が行なわれたことに帰し、これに基づいてなされた原判決は違法であるといわなければならない。

してみれば、原審の判決の手続は、法律に違背し、かつ事件につきなお弁論をする必要があると認められるから、民訴法三八七条、三八九条により、原判決を取り消し、本件を原裁判所に差し戻すこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 三淵乾太郎 裁判官 園部秀信 裁判官 森綱郎)